**登記事項を変更した場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 様　　式 | 医療法人登記完了届出書 |
| 該当条文 | 医療法第43条第１項、医療法施行令第５条の12 |
| 説　　明 | 医療法人は、組合等登記令で定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、分割、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の場合に、登記をする必要があります。  登記事項は、次のとおりです。  　（１） 目的及び業務  　（２） 名称  　（３） 事務所の所在場所  　（４） 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  　（５） 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由  　（６） 資産の総額  組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記年月日を、遅滞なく届け出て下さい。 |
| 提出時期 | 登記後遅滞なく |
| 添付書類 | 登記事項証明書【原本】 |
| 注意事項 | 登記に関する事項は、所管の法務局へお問い合わせ下さい。 |